

平成 30 年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

宇都宮市監査委員

宮監第187号
令和元年8月19日

宇都宮市長 佐藤栄一様

宇都宮市監査委員 福田 栄

同 金崎 英美子

同 内藤 良弘

平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和元年7月12日付けで審査に付された平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

なお、小林陽夫監査委員については、地方自治法第199条の2の規定により除斥しました。

平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

1 審査の対象

- (1) 平成 30 年度決算に係る健全化判断比率
 - ア 実質赤字比率
 - イ 連結実質赤字比率
 - ウ 実質公債費比率
 - エ 将来負担比率
- (2) 平成 30 年度決算に係る資金不足比率
 - ア 水道事業
 - イ 下水道事業
 - ウ 中央卸売市場事業
- (3) 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年 7 月 16 日から同年 8 月 8 日まで

3 審査の方法

市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に基づき適正に算定されているか、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に基づき適正に作成されているかについて審査した。

審査に当たっては、決算書類などとの照合を行ったほか、関係部課に質問をし、資料の提出や説明を求めるとともに、決算審査や現金出納検査の結果も参考とした。

4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されており、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていると認められ、是正改善を要する事項はない。

各比率等については、次のとおりである。

- (1) 健全化判断比率について
 - ア 実質赤字比率
実質赤字は生じていない。
 - イ 連結実質赤字比率
実質赤字は生じていない。
 - ウ 実質公債費比率
実質公債費比率は 5.3%で、早期健全化基準の 25.0%を大きく下回っている。
 - エ 将来負担比率
将来負担額が充当可能財源額を下回ったため、将来負担比率は算定されなかった。
- (2) 資金不足比率について
いずれの事業においても資金不足は生じていない。

【参考】健全化判断比率等の状況

(1) 健全化判断比率

比率の名称	比 率			早期健全化 基準	財政再生 基準
	平成 29 年度	平成 30 年度	比較 増減		
	(%)	(%)		(%)	(%)
ア 実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.0
イ 連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.0
ウ 実質公債費比率	5.0	5.3	0.3	25.0	35.0
エ 将来負担比率	6.4	※ —	—	350.0	—

※ 将来負担比率が算定されなかった主な要因は、市債残高等が減少し、積立基金が増加したことによるものである。

(2) 資金不足比率

会計の名称	比 率			経営健全化 基準
	平成 29 年度	平成 30 年度	比較 増減	
	(%)	(%)		(%)
ア 水道事業	—	—	—	20.0
イ 下水道事業	—	—	—	20.0
ウ 中央卸売市場事業	—	—	—	20.0